

## 2 福岡市新・基本計画

本市では、平成15年3月に策定した福岡市新・基本計画において、「災害に強く、安全で安心して暮らせる都市となる」という政策目標を掲げています。

また、平成20年度には「福岡市新・基本計画」の第2次実施計画となる「福岡市2011グランドデザイン」～政策推進プラン～が策定され、平成20年度から平成23年度の4年間で重点的に取り組む施策が取りまとめられています。

この中で、食品の安全性確保の推進は、「生活衛生の向上と豊かな消費生活の実現」を目指し、主要事業として展開することとしています。



## 第2章

# 関係者の責務と役割

基本理念を実現するために必要な関係者(行政、食品関連事業者、消費者)の責務や役割を記載しています。

## 1 行政(福岡市)の責務(食の安全安心に関する施策の方針)

本市は、基本理念を実現するため、次に示す本市の特性を踏まえながら、4つの取組みの視点で、食の安全安心に関する施策を推進していきます。

### 本市の特性

#### 1 流通の拠点としての機能

本市は、鮮魚市場や青果市場など生鮮食品の集散地としての機能や、博多港、福岡空港を中心とした流通の拠点としての機能を持った都市です。

#### 2 新鮮でおいしい食べ物の街

本市は、食の街“ふくおか”として、全国的にも新鮮でおいしい食べ物の街として知られているほか、辛子めんたいこ、博多ラーメン、もつ鍋、水炊きなど多様で豊かな食文化を持つ都市です。

#### 3 地域コミュニティの充実

本市では、小学校区ごとの自治協議会や公民館の設置あるいは個性的な商店街の発達など地域コミュニティを活かした街づくりが推進されています。



～博多の食文化の一例～

## 取組みの視点

### 1 最新の科学的知見に基づいた食品の安全性の確保および危機管理の充実

- (ア)科学的データや専門的知識に基づき、食品関連事業者への監視・指導を強化し、食品取扱い施設等の安全性を確認することで、危害の発生を予防します。
- (イ)危害発生リスクを考慮した食品の検査を実施することで、食品の安全性を確認し、危害を排除します。
- (ウ)健康被害等が発生した場合の、迅速・適確な対応による健康被害拡大防止と、原因究明による再発防止に努めます。

### 2 食品関連事業者の食の安全安心に関する自主的な取組みの向上

- (ア)食品関連事業者に対し、科学的データや専門的知識の情報提供など必要な技術的支援を行います。
- (イ)HACCP手法を取り入れた行程管理など、事業者の特性に応じた指導や助言を行います。
- (ウ)食品関連業界団体全体のレベルアップのため、業界団体を通じた支援を行います。
- (エ)食品関連事業者が食の安全安心の確保のために実施する自主的な取組みを評価し、その向上を推進します。

### 3 食品関連事業者および行政への消費者の信頼回復

- (ア)監視指導や検査結果など食品の安全性確保に関する行政の取組みの透明性を高め、タイムリーにわかりやすく広報します。
- (イ)食品関連事業者の自主的な取組みなどを消費者へ積極的に広報し、事業者への信頼回復につなげます。あわせて、消費者の関心を高めることにより、事業者の取組みのより一層の推進を狙います。
- (ウ)消費者の食に関する相談や苦情に迅速に対応し、わかりやすい解説で疑問や不安の解消を助けます。
- (エ)消費者の意見を施策へ反映させます。

### 4 関係者の連携強化

- (ア)消費者と食品関連事業者および行政(本市)間の信頼関係を構築していくため、関係者のコミュニケーションの活性化を先導します。
- (イ)行政の関係機関相互の連携を深めて、消費者や食品関連事業者に対し、効果的・効率的な施策を進めていきます。

## 2 食品関連事業者の責務(自主的な取組みの行動指針)

食品安全基本法の中で、食品関連事業者は「**食品の安全性**」の確保について**第一義的責任を有する**と明記されています。食品関連事業者は、この責任を充分認識した上で、「食品の安全性」を確保するために必要な措置を確実に実施することはもちろんのこと、法令遵守をはじめとした企業倫理を確立し、消費者の信頼を得ていかなければなりません。

ここでは、食品関連事業者の責務を、自主的な取組みの5つの行動指針として示しています。

### 食品関連事業者の責務に関する行動指針

#### 1 事業者として法令等の規定を遵守する

- (ア)食品関連のみならず事業者として、法的知識の習得に努め、法令等の規定を確実に遵守してください。
- (イ)経営者が率先して高い企業倫理を示し、従業員全員のコンプライアンスの向上を図るための措置を講じてください。

#### 2 食品の安全性を確保するため、必要な措置を確実に実施する

食品供給行程の各段階(生産、加工、流通・販売)において、次に示すような食品衛生法ほか関係法令に定める必要な措置を確実にし、食品の安全性の確保に努めてください。

- (ア)食品の安全性の確保に係る知識および技術の習得
- (イ)食品の原材料の安全性の確保
- (ウ)食品の自主検査の実施等の必要な措置の実施
- (エ)原材料等の販売を行った者(仕入れ元)の名称等の情報に関する記録の作成および保存
- (オ)食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、行政への上記記録の提供、危害の原因となった食品の廃棄等の必要な措置の的確かつ迅速な実施

#### 3 食品等に関して正確で適切な情報を提供する

法令で定められた必要な表示はもちろんのこと、自らが実施している食の安全安心に関する取組みの内容や消費者が求める食品に関する情報等を適切に提供してください。

#### 4 行政が実施する食の安全安心に関する取組みに積極的に協力する

行政が実施する監視や検査をはじめとした食の安全安心に関する取組みに対して、積極的に協力するとともに、施策に対する意見を表明してください。

#### 5 消費者からの問い合わせなどに対して誠実に対応する

消費者からの苦情や相談などに対しては、原因や今後の対応をわかりやすく説明するなど誠実に対応するとともに、再発防止策を検討して従業員全員に周知してください。

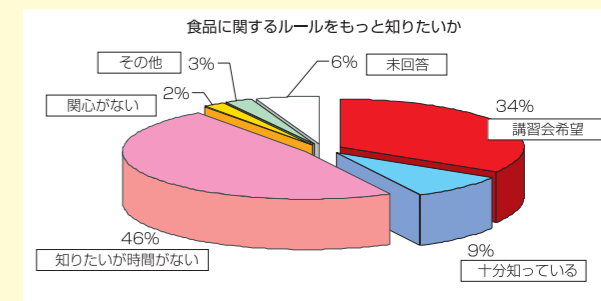
## 参考 食品関連事業者へのアンケート調査結果

基本方針の見直しにあたり、食品関連事業者の意識や行政に対する要望を把握するためにアンケート調査を実施しました。平成20年5月～8月に開催した本市の食品衛生講習会参加者を対象に実施し、6,291件の回答を得ました。(業種の内訳:飲食店関係…64%、食品販売業…11%、食品製造業…8%) 以下、設問を抜粋して紹介します。

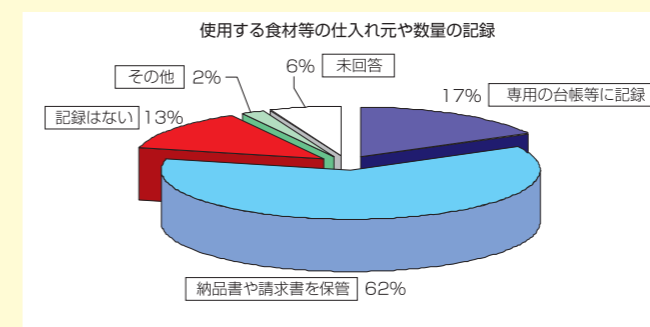
### ●食品に関するルールをもっと知りたいか?

全体の80%の事業者は、食品に関するルールをもっと知りたいと考えていますが、時間がないと答えた事業者が46%にのぼりました。

事業者への情報提供の充実を図るには、機会を増やすだけでなく、利便性への配慮などの工夫が必要不可欠なことがわかりました。



### ●使用する食材等の仕入れ元や数量等を記録していますか?



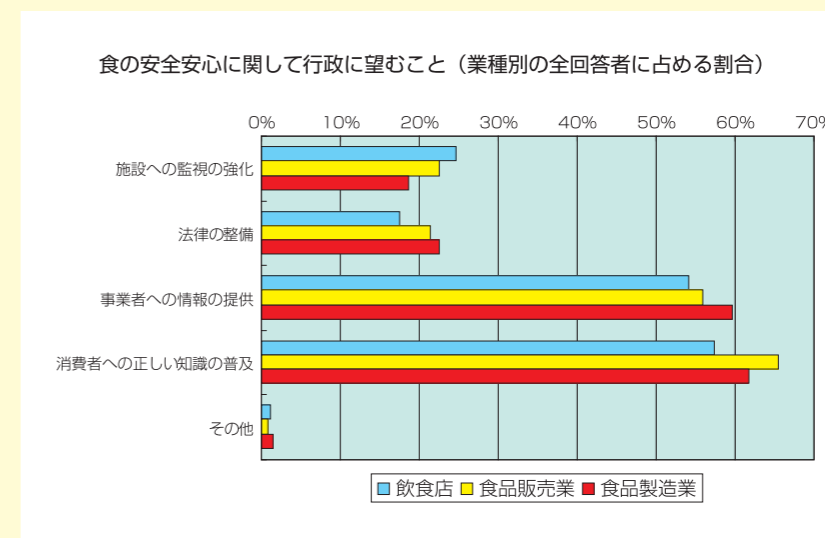
食材の仕入先等に関してなんらかの記録がある事業者は79%であり、62%は納品書等の保管など簡易な記録にとどまっています。

食の安全安心の確保のキーワードの一つはトレーサビリティ(履歴をたどれること)であり、基本指針にも、事業者の責務として明記しています。

### ●食の安全安心に関して行政に望むことは何ですか?

消費者が正しい知識で食品を選択することが、事業者の安全安心への取組みを推進させる力となり、事業者もそれを一番に望んでいます。また、監視指導の強化も20%前後と、悪質な同業者の排除が求められています。

基本方針では、食品の安全性確保のため、監視指導を強化するとしています。



### 3 消費者の役割に関する指針(自主的な取組みの行動指針)

消費者が、食品に関する正しい知識と理解を深め、積極的に意見を表明していくことで、食品関連事業者や行政は、食の安全安心に関する取組みの方向性を定めることができます。

ここでは、消費者の役割を3つの行動指針として提示しています。

#### 消費者の役割に関する行動指針

##### 1 食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める

食品に関する安全性の評価や情報に耳を傾け、正しい知識と理解を深めることで、食品を取り巻く雑多な情報を読み解き、目的に応じた食品を取捨選択する能力を高めてください。

##### 2 行政や食品関連事業者の取組みに対し、積極的に意見を表明する

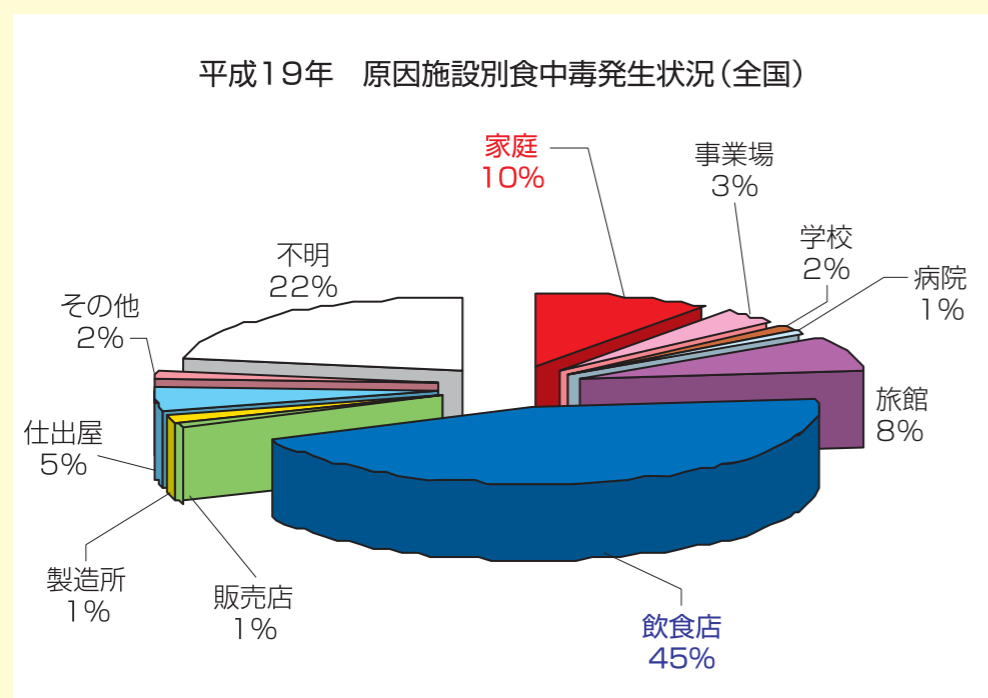
食品関連事業者や行政の取組みが消費者の視点で効果的に進むように、積極的に意見を表明してください。

##### 3 正しい知識に基づく衛生的な食生活を実践する

食中毒の予防など、自らの生活を自ら守るため、食品の衛生的な取り扱いなど正しい知識の習得と実践に努めてください。

#### 参考 食中毒の原因となった施設

平成19年におこった食中毒事件のうち、原因施設が判明したものの中で一番多いのは飲食店ですが、家庭が原因となったものも10%ありました。



### 4 関係者の連携

#### 1 行政が働きかけるコミュニケーションづくり

これまで述べてきたように、食の安心を得るためには、消費者が、積極的に意見を表明し、行政や食品関連事業者がその意向を反映した取組みを進めていく必要があり、三者が常にコミュニケーションを密にしていくことが大切です。

そのため、本市は、食品関連事業者および消費者に働きかけ、お互いのコミュニケーションのための場の設定など、三者のより良い関係を構築していく船頭役となっていきます。

#### 2 消費者、食品関連事業者の協力が不可欠

行政の働きかけに、消費者や食品関連事業者の皆さんが呼応していただかなければ、三者の関係は深まりません。また、食品の販売や購入などお互いは常に関わりあっており、日常の様々な場面を捉えて情報のやり取りを行なうことができます。このような日常のコミュニケーションの積み重ねが信頼回復につながり、引いては食の安心の構築へとつながっていくと考えます。

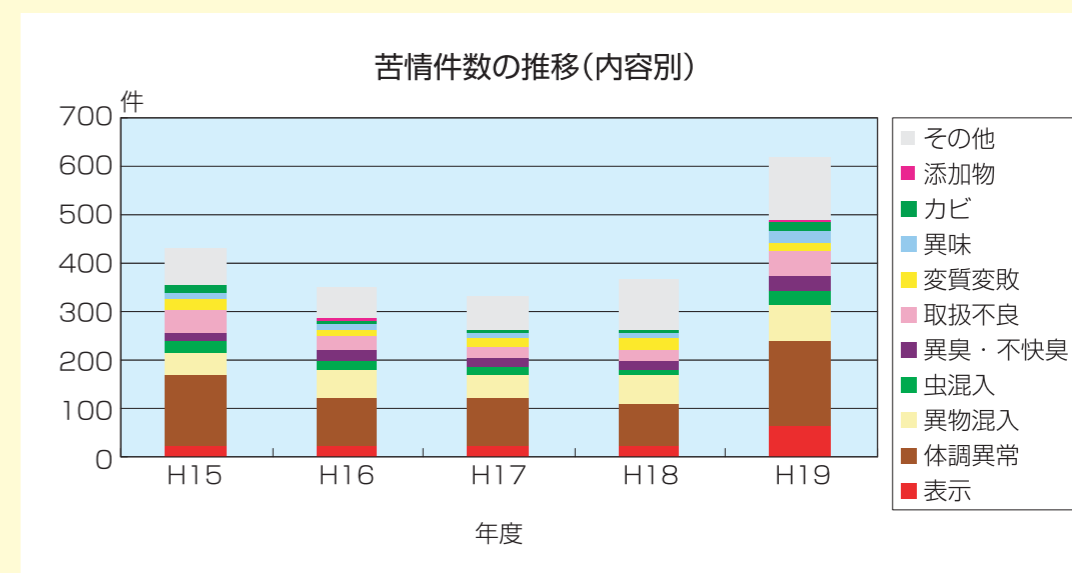
#### 3 マスメディアへの働きかけ

高度に情報化した現代社会では、マスメディアは、三者をつなぐ重要な役割を果たしています。しかし、情報を受け取る側の体制が十分でなかったり、センセーショナルな手法による報道で、消費者に不安や不信感を植え付ける場合もあります。

行政として、高い透明性を保ち、的確な情報をタイムリーに提供することはもちろんですが、客観的・中立的な情報の伝え方について、マスメディアともコミュニケーションを図っていきます。

#### 参考 保健所(各区衛生課)への苦情件数

苦情相談は、消費者の意見表明のひとつの形で、行政・事業者は的確な対応が必要です。頻発する事件の影響で平成19年度の件数は大幅に増加しました。



## Memo

## 第3章

# 推進体制

基本理念を実現するための行政施策の推進体制を記載しています。